WAKAMATSU OFFICE

若松税理士事務所通信

令和　８年１０月号　No.158

＜ごあいさつ＞

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。
朝晩肌寒くなってきますので、季節の変わり目のこの時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛ください。

＜年末調整について＞

１１月に入ると税務署から『年末調整に関する書類』が送付されるかと思います。年末調整をスムーズに行うためには、役員・スタッフ様に下記の３つの申告書を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

①『**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**』
②『**基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書**』
③『**給与所得者の保険料控除申告書**』

なお、年末調整には以下の書類が必要です
④住宅借入金等特別控除申告書
⑤生命保険料控除証明書
⑥地震保険料控除証明書
⑦国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
⑧小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
⑨前職分の源泉徴収票(本年の中途で採用の方のみ)
⑩住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※①②…個人番号（マイナンバー）等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、**マイナンバーの記載を不要とすることが可能**になります。そのため、**本人確認（番号確認＋身元確認）**を行う必要があります。
※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ（２年目以降、１年目は確定申告が必要）

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください。次のような見直し等が行われています。

・『基礎控除』や『給与所得控除』の見直し
・『23 歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の優遇』の適用開始

＜給与計算代行業務等の報酬改定について＞

弊所が利用しております給与計算システム（弥生）におきまして、ベンダー側によるシステム変更に伴う利用料の改定(有料化)が実施されることとなりました。
また、人件費の増加や度重なる法改正対応等に伴う業務負担の増加により、従来の報酬体系を維持・無料での提供を継続することが難しい状況となっております。そのため、令和８年以降分より給与計算代行業務及び年末調整業務の有料化又は報酬改定を随時お願いしております。弊所といたしましても、業務効率化や経費削減に努めてまいりましたが、今後も正確で安心いただける給与計算業務を継続するためには、やむを得ずご理解を賜りたく存じます。引き続き、品質向上とサービス体制の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

＜１０月・１１月の税金・労務関係＞

① ８月決算の確定申告・２月決算の中間申告
② 個人市県民税の納付（第３期分）…１０月末日
③ 所得税の予定納税額の納付…１１月末日
④ 個人事業税の納付…１１月末日
⑤ 労働保険料（延納第２期分）…１０月末日

＜若松家の出来事＞

現在、長男（中２）、次男（中１）、長女（小４）、三男（小１）の父親として育児に奮闘しております。

先月は、次男と長女が通うダンススクールの発表会でした。２年ぶりの DANCE-ACTION の開催で、長女は初めての舞台になりました。長男は小３～小６までの約３年間頑張り、次男も小３から始めてはや４年、長女も今春からのデビューです。とても上手に、かっこよく・可愛く、楽しそうに踊るのを三男と温かく見守りました。今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電　話：083-242-1448
ＦＡＸ：083-242-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com